

■議案第50号 四万十町秋丸集会所に係る指定管理者の指定について

【要旨】

当施設は、地方自治法第244条の2第3項及び第6項、四万十町集会所等条例第3条並びに四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、平成18年9月1日より「四万十町秋丸地区」が指定管理者として施設の管理・運営を行っているが、平成28年3月31日に指定期間が終了する。

このため、四万十町集会所等条例第3条及び四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、引き続き「四万十町秋丸地区」を指定管理者の候補者として選定したので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得ようとするもの。

1. 公の施設の名称

所在地	四万十町秋丸373番地1
名 称	秋丸集会所
構 造	木造平屋建
面 積	89m ²

2. 指定管理者となる団体等の概要

住 所	四万十町秋丸
団 体 名	四万十町秋丸地区

3. 公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由

四万十町秋丸集会所は、集落環境の改善及び住民福祉等の向上を図るため、地域の住民が活用する目的で設置された施設であり、当該施設の設置目的に沿った事業効果を最大限に発揮できるものと判断し、平成18年9月1日より「四万十町秋丸地区」を指定管理者として指定し、施設の管理運営を行ってきた。

今後においても、本施設については、同団体を指定管理者とすることが、当該施設の設置目的に沿った事業効果を最大限に発揮できるものと判断し、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、指定管理者の候補者として選定するもの。